

用語説明

土砂災害：

土砂災害には、土石流、地すべり、がけ崩れがあります。土砂災害のほとんどは、長雨や大雨、雪解けが引き金となって起こります。土砂災害は、一瞬にして人命や大切な財産を奪います。

土砂災害防止法：

土砂災害防止法（正式名：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域：

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域：

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

基礎調査：

土砂災害警戒区域等の指定に先立ち行う調査を基礎調査と言います。具体的には航空写真から三次元の地図を作成し、その後、現地の地形、対策施設の状況、土地の利用状況等の現地調査を行い、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域を設定します。

土石流：

「土石流」とは、谷や山の斜面から崩れた土や石などが梅雨の長雨、集中豪雨や台風の大
雨による水と一緒にあって、一気に流れ出てくる現象です。

「土石流」は、流れの急な川や扇状地で発生することが多く、早いスピードと強い力で、人の命や家などの財産を奪い、道路や線路などの交通網に大きな被害を及ぼします。

がけ崩れ（急傾斜地崩壊）：

「がけ崩れ」とは、地中にしみ込んだ雨水により、急な斜面が突然くずれ落ちる現象です。
「がけ崩れ」は、崩れた土砂は斜面の高さ2倍（または最大50メートル）の距離まで届く

とされています。また、突然発生するため、大切な人の命や家などの財産が奪われる割合が高いことも特徴です。

地すべり：

「地すべり」とは、比較的緩い傾斜地において、その土地の一部が重力と地下水等の影響によって、ゆっくり移動する現象です。

「地すべり」は、通常、目に見えない程度（1日に数ミリ程度）でゆっくりと地面が動きますが、突然数メートルも動くことがあります。一般的に移動する土塊量が大きいため、一度大きくすべると甚大な被害を及ぼしてしまいます。

渓流：

浸食や隆起等により形成された、勾配のある窪地のことです。流水の通り道となることから、経年により浸食・荒廃が進みます。一定以上の勾配の渓流では、流水による土砂の崩壊が一気に進み、土石流となって流下することがあります。

流域：

降った雨や溶けた雪は地表を流れて川に流れこみます。その川に流れ込む地域を流域といいます。

流出位置：

渓流の谷出口付近で流域から集まった土石流が扇形に広がり堆積を始める地点。

流下方向：

土石流が流れる方向。

急傾斜地：

急勾配（概ね30°以上）ながけ・斜面のことです。急傾斜地は降雨や地震などの外力を受けると、崩壊の危険が高くなります。